

第20回
国際女性の地位協会
赤松良子賞記念シンポジウム
資料

堂本暁子の男女平等への歩み



日時:2017年1月14日(土)
会場:文京区男女平等センター

感謝の気持ちを込めて

この度、第20回国際女性の地位協会・赤松良子賞を受賞させていただくことは、私にとって、この上なく光栄なことです。

1987年以来、女性差別撤廃条約の研究・普及によって同条約が国内で履行されるように努力を重ねてこられた国際女性の地位協会(JAIWR)から頂く賞には特別な意味があると思っております。赤松良子 JAIWR 名誉会長は生涯をかけて、男女の平等な地位の確立、女性の人権の保障、女性の社会進出に尽力されてこられました。多くの障壁を取り除きながら、反対勢力と戦いながら私達後輩に、道を開いてくださり、私たちはその道を歩いて参りました。1995年の北京会議以後は、全国で女性の活動が盛り上がり、国会の内外の女性が連帯して男女共同参画社会基本法を制定することができました。画期的なことでした。



私にとって、忘れられないのは、Win Win の全面的な支援をいただいて、千葉県知事に立候補したときのことです。出馬表明の記者会見を千葉市で開いて下さり、赤松名誉会長はマイクを手に女性知事の役割の重要性を訴えてくださいました。心強い限りでした。公約は「県民参加の県政運営と情報公開」で、女性への、障害者への差別をなくす政策を積極的に進めました。



2011年3月からは NGO メンバーとして、ジェンダーと災害、女子刑務所の改善問題に取り組んでいます。

そして今日、日本人として始めて CEDAW の委員長になられた林陽子さんとご一緒に受賞できるのは、倍する喜びです。

ジャーナリストとしての30年、政治家として20年、NGO/NPO はこの間ずっとですが、多くの女性や市民に支えられて来ました。感謝の気持ちで一杯です。赤松名誉会長に続き、JAIWR の皆さんをはじめ、志を同じくする方たちとご一緒に、力の続く限り、今後も女性に対する差別を撤廃するために、活動を続けていく所存です。また、新しく設置された「赤松良子ジェンダー平等基金」に若い世代が続くことを期待してやみません。

2017年1月14日 堂本暁子

差別撤廃条約からの検証

1. ジャーナリストとして

1980年 ベビーホテル・キャンペーン

国連女性の10年 1980年、第2回世界女性会議がコペンハーゲンで開かれ、日本政府が女性差別撤廃条約に署名をした。時を同じくして、私はローカル・ニュース「テレポート TBS 6」でベビーホテル・キャンペーンを展開していた。ベビーホテルが爆発的に増えたのは、女性労働者の増加、職



場の多様化などにより、量的にも質的にも保育ニーズが変化したにも関わらず、それに保育行政が対応しなかったことによる。午前8時から午後5時までの認可保育園の保育時間ではデパートの店員や泊まり勤務のあるお母さんたちは仕事が続けられず、24時間営業、年中無休のベビーホテルが利用された。法的位置づけのないベビーホテルは消防法の規制もない。それどころか、トイレも台所もないバラックすらあった。全国で乳児の死亡事故も起きた。1年間にわたるキャンペーンと調査の結果、乱立したベビーホテル問題が国会で取り上げられ、1981年6月の通常国会で児童福祉法の改正が実現した。条約の11条に違反している状況であった。

11条2(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

1982年 女性の健康への取組み

1982年、経済的理由を削除することにより、中絶を禁止することなどを盛り込んだ優生保護法改正案が浮上し、各地で女性や障害者団体の反対運動が広がった。「国際婦人年」日本会議も、この改正案を女性差別撤廃条約違反であり、人権侵害だとして反対を表明、政府に抗議した。特に16条1(e)でいう子どもの出産の間隔を決定する権利に違反する。私も危機感を抱き、グループ「女の人権と性」のメンバーになり、反対運動に参加した。と同時にジャーナリストとしてはテレビニュースでも取り上げるなど、公私双方の立場で活動した。同時多発的に全国規模で盛り上がった女性の反対運動の結果、改正案の国会提出は断念された。

16条1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

2. 参議院議員として

1989年 参議院議員に当選

1989年、土井たか子さんが、日本社会党の女性党首となった。土井さんに「市民派の女性議員を増やしたい」と熱心に誘われ、参院選への出馬を決心する。当選後は、予算委員会、外務委員会、環境委員会などに所属し、外交や地球環境問題に取り組んだ。



比較的女性が働きやすいジャーナリストからの転身だったが、政治の場がすべて男性主導で、ジェンダー視点が殆ど無いことに危機感を抱き、超党派の女性議員との連携を大事にした。以後、そうした協力関係が、DV防止法、児童買春禁止法、NPO法などの議員立法につながった。

7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、
で次の権利を確保する。

1992年 地球サミット（リオ）

私は国内政治だけでなく国際政治の場でも、日本の国会議員として活動する機会に恵まれた。特にブラジル・リオデジャネイロで開催された地球サミットに向けては、GLOBE（国際環境議員連盟）のメンバーとして、ワンガリ・マータイ、ベラ・アブザック、ヴァンダナ・シヴァなど世界をリードする女性たちと一緒に活動できたのは幸せであった。「国連決議に当たっては政府だけでなく実際に役割を担う人（ステークホルダー）も意思決定に参画すべき、特に女性の参画を認めるべき」との主張の結果、各国の行動計画である「アジェンダ21」に、9つの主要グループの一つとして女性の役割が明記された。また、GLOBE JAPANとして、生物多様性条約の前文に「女性の参画の必要性」を書き込ませることが出来た。



8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適切な措置をとる。

1994年 国際人口・開発会議（カイロ）

カイロ会議は女性の健康は女性の基本的人権であることを国際的に確認できた会議であり、意味深い。

「差別撤廃条約」以後、女性たちが求めたのは、トータルな人生の中で、何人子どもを生むか、の選択、さらに妊娠・出産が社会的不平等につながらないことだった。つまり「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の概念である。

この会議の前年、赤松良子文部大臣、広中和歌子環境庁長官、久保田真苗経済企画庁長官ら女性3閣僚就任の祝賀会で、各界の女性リーダーが集まった際、この訳語について話題に登った。当時、政府訳として「妊娠と出産に関する健康」と、非常に限定的なものとしていたからである。このことをきっかけに多くの女性が活動を広げ、「性と生殖に関する健康と権利」という訳語が定着した。



12条1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

1999年 男女共同参画社会基本法

1995年に開かれた第4回世界女性会議（北京）で北京行動綱領と北京宣言が採択された。翌96年、私は新党さきがけの党首に就任後、自社さ3党連立の第2次橋本内閣が誕生した。連立3党のうち党首2名が女性という異例の政権だった。北京行動綱領を国内法に反映させることを求め、1999年の男女共同参画社会基本法として実現した。残念なことに「女性の健康」については、保守派の反対により盛り込むことはできなかったが、この時期でなければ基本法の成立は難しかったに違いない。その他、199



年にはNPO法が、2001年には超党派の女性議員の連携により、DV防止法が議員立法で成立した。いずれも、議員が市民の視点、女性議員が被害女性の立場からつくった法律で、内閣提出の法律とは本質的に異なるものであった。

一般的勧告12号 締約国に対し、委員会への定期報告の中に、次の点についての情報を記載すべきことを勧告する。

日常生活におけるあらゆる種類の暴力（性的暴力、家庭内の虐待、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを含む）の発生から女性を保護するための現行法制

3. 千葉県知事として

2001年 千葉県知事就任

県民参加型の県政運営と情報公開を公約に立候補し、当選。全国で3人目の女性知事となった。

私は、国会議員として手がけてきた男女共同参画社会基本法、NPO 法、DV 防止法、生物多様性戦略などを

実際に地方で実践する千載一遇の機会を得たのである。特にベビーホテル・キャンペーンの経験を踏まえ、保育所を地域の育児のセンターとして位置づけ、専業主婦の母親も保育所を利用できるシステムを構築した。DV の防止については、24時間の電話相談、子どもを連れた被害者のシェルター受け入れなど国の法律を上回るサービスを実施した。地方民主主義を実現するために、全市町村で住民との「対話集会」をもち、政策毎にタウンミーティングを開き、真に県民が主役となる県政を目指した。住民のニーズを、県庁職員をはじめ関係者が共有し、徹底的に議論することによって、両者が協働して制度を作る機運が盛り上がった。それは行政手法を逆転し、住民自らの手による地域社会づくりへの挑戦だったといえる。



2001年 女性専用外来の実施

国レベルで政策化できなかった「生涯に渡る女性の健康」政策を、県レベルで実践を試みた。知事就任の直後「千葉県医療計画」に性差医療を盛り込み、男女別の疫学的データの収集・分析を行い、県立東金病院に「女性専用外来」を設置した。さらに女性外来を開設する病院には補助金を支給し、県内 14 箇所の健康福祉センター（保健所）に女性医師による「女性健康相談日」を週に 1 回実施した。その後、わずか 2 年で「女性外来」は全国に波及した。



女性専用外来□

2006年 障害者差別をなくす条例

県民参加型の政策づくりが最も盛んだったのは、福祉の分野である。画一的で、使い勝手の悪い制度に、これまで耐え諦めていた障害者が沈黙を破り、「辛いのは、地域での差別」と声を上げた。そこで研究会を設置し、差別の定義や差別解消に向けた取り組みについて検討しながら、県内各地でタウンミーティングを開催し、罰則によって差別を抑制するのではなく、地道な相談活動による理解と共感により差別を解消する仕組みを、軸とする条例案を2006年2月の県議会に上程したが、条例案は継続審議となり、次の6月の県議会では廃案となる。しかし、障害者は負けなかった。交渉の末「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は9月の県議会で成立した。まさに、県民が主役になって作りあげた条例であった。

4. NGOとしての活動

ジャーナリストの時代から、「女の人権と性」「ブラジル市民連絡会」「生物多様性 JAPAN」「女性と健康ネットワーク」など、数多くの市民活動に参加してきた。しかし、本格的に NPO 活動に取り組んだのは、千葉県知事を辞した 2009 年以降である。

2011 年男女共同参画と災害・復興ネットワークの活動

私は災害の専門家ではないが、東日本大震災の被災地を訪れて驚いたのは、我が国における日常的な女性への差別、性役割分担などが顕在化していることであった。

避難所運営など意思決定の場に、女性がほとんど参画しておらず、女性や高齢者、障害者や病人が困難な状況に置かれていた。ネットワークでは、復興に際し、男女共同参画の視点を重視するよう、国会、政府に要望活動を精力的に



続けたが、防災・災害対応・復興政策にジェンダーを主流化することはできなかった。内閣府男女共同参画局が「取組指針」を策定したこと、防災会議に女性委員を増やせるよう災害対策基本法の一部改正が行われたこと、時限立法ではあるが、復興基本法や基本指針に男女共同参画について記載されたことなどは一定の成果である。しかし、そうした政策が地方に浸透しておらず、今後多くの課題が残されている。

2015 年には仙台市で第3回国連防災世界会議が開催され、世界各地から集まった女性主要グループに参加し、仙台防災枠組にジェンダー主流化を取り込むロビー活動を展開した結果、女性の役割が明記され、今後は、仙台防災枠組を逆に国内法に反映させる取り組みが必要となっている。

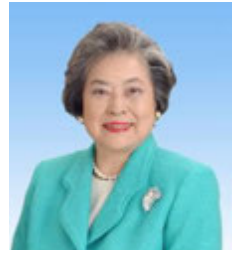
女性受刑者の処遇改善

2012 年から「女子刑務所のあり方研究委員会」委員長を務めている。現在、男性の受刑者数は減少傾向にあるが、女性は増加高止まりのため、過剰収容の状況にあるのみならず、女性固有の健康維持、医療措置の必要性、高齢女性や障害者に対する処遇改善、妊娠している受刑者への対応など、女性受刑者には男性受刑者とは異なる配慮が必要である。さらに、



退所した女性受刑者の居場所、就労など、地域での受け入れ体制の充実も不可欠である。過去5年の間に全国9箇所の女子刑務所での処遇改善を図るため、地元自治体、看護協会、福祉協議会などと連携するモデル事業を行ったが、再犯を防止する観点からも、今後課題が山積している。その意味で、差別の視点から見ても女子刑務所は現在の日本社会の縮図と言える。

堂本暁子プロフィール



1932 年生まれ、東京都出身。東京女子大学文学部卒業。

TBS 報道局記者、ディレクターとして 1980 年、『ベビーホテル・キャンペーン』で日本新聞協会賞ほか受賞。

1989 年、参議院議員に当選（2 期 12 年）。男女共同参画社会基本法、DV 防止法、児童買春禁止法、NPO 法などの制定に関与。

GLOBE（国際環境議員連盟）の日本総裁、世界総裁、IUCN（世界自然保護連合）アジア地域理事ならびに副会長を歴任。

1997 年、UNEP（国連環境計画）の『環境に貢献した 25 人の女性リーダー』に選ばれる。

2001 年から 2 期 8 年千葉県知事を務める。県民参加の県政を軸に、地方民主主義の確立を目指す。NPO 政策や男女共同参画政策、障害者政策などに力を注いだ。

2011 年 3 月 11 日東日本大震災以降は、防災・災害政策に男女共同参画の視点を盛り込むよう、提言活動を NPO として展開。2012 年 6 月、防災や災害復興に関する政策提言活動が評価され、男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰を受賞。

2012 年からは女子刑務所の改善・改革に民間の立場から取り組む。

現在 男女共同参画と災害・復興ネットワーク代表
女子刑務所のあり方研究委員会委員長
生物多様性の 10 年国内委員会委員、女性と健康ネットワーク代表、

主な著書

1995 年 『生物多様性 生命の豊かさを育むもの』 岩波書店

『立ち上がる地球市民—NGO と政治をつなぐ』 河出書房

2001 年 『無党派革命 千葉が変われば日本が変わる』 築地書館

2003 年 『堂本暁子の DV 施策最前線』 新水社

2008 年 『温暖化と生物多様性』（共著） 築地書館

2009 年 『堂本暁子と考える医療革命 性差医療が日本を変える』（共著） 中央法規

2010 年 『生物多様性 リオからなごや「COP10」、そして…』 ゆいぽおと

2011 年 『災害・復興と男女共同参画：6.11 シンポジウム』（共編著） 東大社研

2012 年 『災害と生物多様性』 生物多様性 JAPAN